

## 東北電力及び四国電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に関する 調査会意見について

平成25年7月30日

消費者委員会公共料金等専門調査会  
家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会

消費者委員会においては、7月24日付けで消費者庁より「東北電力株式会社及び四国電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について」の付議を受け、本調査会として、7月25日に仙台市及び高松市で地元消費者団体との意見交換会を実施し、また26日には調査会を開催し、経済産業省資源エネルギー庁へのヒアリング等を行った。これらの結果を踏まえ、上記付議に対しての調査会の意見は以下のとおりである。

### I. 全体的な評価

○人件費、調達等に関しては、本年3月の関西電力及び九州電力の家庭用電気料金値上げ認可申請の際のプロセスと同様に、本年5月に当調査会での調査審議を経て消費者庁で取りまとめた「東北電力及び四国電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」<sup>1</sup>で指摘した意見が、先取りの査定方針案に反映されている。

このことは、チェックポイントが家庭用電気料金値上げ認可申請の審査の過程において、公平かつ効率的な料金査定方針案策定のための指針とされたものと評価できる。また、今回の公聴会の運営、審査プロセスの透明性等についても評価できる。

○他方、II. で掲げる個別の項目については、更なる対応を求めたい。

仙台での意見交換会において、東日本大震災の被災地であることの配慮が必要との声が出されたほか、最近の燃料費調整により電気代が上昇しているなか、今回の申請に基づく更なる値上げによる負担増への懸念の声も多数出された。このような声も踏まえ、厳正に精査を行うべきである。

<sup>1</sup> 両電力会社からの値上げ認可申請に関する検証にあたり、消費者の観点を踏まえたものとなるよう、5月24日の調査会での議論を経て、消費者庁において5月30日に取りまとめたものである。

○新料金体系への移行に向けた情報提供等に当たっては、十分な周知期間をとるとともに、両電力会社において管内の消費者に適時かつ万遍なく届くような広報・周知体制を取るよう促すべきである。

また、両電力会社において下記の対応を取ることを促すべきである。

- ・消費者や消費者団体等からの説明会開催や情報提供等の要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案すること
- ・ホームページに、公聴会等の場で消費者から多く寄せられる疑問点等に対する回答(いわゆるFAQ)を掲載すること等を通じて、明確かつ丁寧に対応すること。

特に、東北電力に対しては、供給区域内に東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地があり、生活基盤が安定していない被災者もいまだ多数に上ることも踏まえ、今般の値上げ認可申請について、丁寧な説明と理解を得るための十分な努力を促すべきである。

## Ⅱ. 個別項目

### ①人件費

○両電力会社の一人当たり給与水準について、賃金構造基本統計調査の従業員1000人以上の正社員給与の平均値をベースとし、年齢、勤続年数、勤務地域等による補正が行われているが、それぞれの補正結果を詳細に示すべきである。

○厚生費については、

- ・健康保険料の事業主負担について、法定負担割合の50%を目指した削減とすべき。
- ・これまでの東京電力及び関西電力・九州電力の値上げ認可申請の査定方針等を反映して、カフェテリアプラン等に加え、その他各種奨励金等一般厚生費における各項目の削減状況も明確化し、引き続き効率化を図る観点からの検討を行うべきであり、必要最低限の額を計上すべきである。

### ②調達

○競争入札の比率について、東京電力の事例<sup>2</sup>を踏まえ、さらに拡大するとともに、その進捗の検証に取り組むべきである。

---

<sup>2</sup> 「競争入札の導入比率について東京電力は5年間で60%の水準を達成するとの目標を表明したが、その前倒しを求める」とされている(平成24年7月19日 経済産業省「消費者庁からの意見の対応について」)

○子会社等からの調達についても、電力会社のコスト削減に照らした削減を可能な限り行うべきである。

### ③事業報酬

○事業報酬について、下記の例を含め、消費者にとってなぜ査定方針案で盛り込まれた事業報酬が適正であるのかを丁寧で分かりやすく説明を行うべきである。

#### 事業報酬について、消費者の持つ疑問の例

- ・事業報酬は、電力会社の利益に相当するのではないか。消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。
- ・事業報酬の算定に利用されている自己資本比率が実際よりも高い30%をベースに算定が行われ、その実際との差額相当分を、消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。
- ・原価算定期間内に稼動を見込まず、電力需要者である消費者への電力供給に直接的に寄与しない原子力発電所をレートベースに算入し、消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。

### ④購入電力料

○日本原電に支払う、購入電力料に含まれる人件費を東北電力と同等に合理化しているが、日本原電自体が行う役員報酬及び人件費の削減幅等の合理化の内容を、より明確に定量的に説明すべきである。

### ⑤電灯需要の伸び予測、最大電力量想定と節電予測、見込みと実績の乖離

○節電や省エネ行動による需要削減効果が料金に与える影響について、個々の家庭で節電を行えば、支払いの抑制につながるものであること、また、節電が定着すれば、長期的には設備投資の抑制等による費用の逡減につながるものであることの説明を行うことで、消費者の間で節電しても値上げになるので意味がないといった誤解が生まれないようにすべきである。

### ⑥新料金体系への移行に向けた情報提供等

○新料金体系への移行に向けた情報提供等に当たっては、十分な周知期間をとるとともに、両電力会社において管内の消費者に適時かつ万遍なく届くような広報・周知体制を取るよう促すべきである。

また、両電力会社において下記の対応を取ることを促すべきである。

- ・消費者や消費者団体等からの説明会開催や情報提供等の要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案すること。

・ホームページに、公聴会等の場で消費者から多く寄せられる疑問点等に対する回答(いわゆるFAQ)を掲載すること等を通じて、明確かつ丁寧に対応すること。(再掲)

○さらに、各電力会社においては、料金改定後は、消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明(適当な場合には業務への反映)を行うとともに、定期的に消費者団体等との意見交換を行い、事業運営に消費者の意見を反映させるといった対応も行うべきである。

### ⑦その他

○資産売却について、更なる上乘せを行う余地はないか。売却可能資産の現状、処分計画等を明らかにし、検証するよう促すべきである。

## Ⅲ. 今後の課題

○人件費の査定における給与の比較について、比較対象とする企業や公益事業のセクターの範囲をより合理的なものにできないか検討すべきである。

○事後検証については、以下のような課題があると考えており、今後、検討を行うべきである。

・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させ、継続的なインセンティブを与える観点からの検証(トップランナー価格での原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む)

・料金算定の前提条件が、認可時からどの程度乖離したかどうかの観点からの検証

・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売電力量について、実績値や見込み額の原価算定期間内の進捗状況について定期的に一覧性のあるわかりやすい形での消費者への公表の在り方(なお、消費者庁においてはその点検を行い情報提供に努めるべきである。)

○今回の原価算定期間終了後には電源構成が大きく変わり、燃料費の大幅削減による値下げも想定される。現行の電気事業法において、値下げにあたっては事業者からの届出のみで済むことになるが、その際に値下げ幅について何らかの検証が可能になるよう、その方策についての検討を行うべきである。

○これまでの電気料金値上げ認可申請の調査審議の過程で明らかになった諸課題(例:情報公開・開示の在り方、事業報酬算定の在り方等)について、今後消費者

委員会において検討を続けていくこととし、その結果も踏まえて今後の電気料金改定認可申請に関する審査のあり方に適切に反映すべきである。

○電力システム改革について、消費者にとってどのようなメリットがあるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の発送電分離などの電力の自由化、再生可能エネルギーの利用拡大及びスマートメーターの普及等が消費者に与える影響について明確に説明すべきである。

また、今後具体的な制度設計を行う際には、規制なき独占に陥り、消費者の利益が損なわれるといったことがないよう、消費者の意見を積極的に聴くべきである。

さらに、電力システム改革や原発の廃炉費用負担等の検討については、消費者の関心も非常に高いため、これら検討の全体を俯瞰できるような情報提供を工夫すべきである。

以上

# 東北電力及び四国電力の認可申請に係る電気料金審査専門小委員会の査定方針案について

1. 東北電力及び四国電力から経済産業省に提出された値上げ認可申請が、他の一般電気事業者にも適用されるルールである電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかどうかについて、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会の「電気料金審査専門小委員会」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
2. 委員会はすべて公開の下10回開催(消費者団体、中小企業団体もオブザーバー参加)。公聴会(5月9日:仙台会場(東北電力)、5月14日:高松会場(四国電力)及び「国民の声(東北電力:476件、四国電力:47件)」も実施。査定方針案の検討にあたっては、委員が「担当分野につき、資料等を直接確認しながら検討。

## 東北電力及び四国電力の申請概要

- ・【東北電力】今回申請の小売対象原価は1兆5,365億円、現行料金収入は1兆3,386億円、収入不足1,980億円により規制部門で11.41%の値上げを申請(自由化部門で17.74%の値上げ)。
- ・【四国電力】今回申請の小売対象原価は5,058億円、現行料金収入は4,431億円、収入不足625億円により、規制部門で10.94%の値上げを申請(自由化部門で17.50%の値上げ)。

### 東北電力の申請概要

(単位:億円)

	今回申請 (H25~27) A	前回改定 (H20) B	差引
			C=A-B
人件費	1,299	1,507	▲ 208
燃料費	5,128	3,982	1,146
火力燃料費	5,116	3,874	1,241
燃料費	12	108	▲ 96
修繕費	1,889	1,832	57
資本費	2,946	3,108	▲ 162
減価償却費	2,063	2,247	▲ 184
事業報酬	883	881	22
購入電力料	3,644	3,130	514
公租公課	976	1,026	▲ 50
原子力バックエンド費用	51	199	▲ 148
その他経費	1,780	1,831	129
控除収益	▲ 2,292	▲ 2,271	▲ 21
総原価①	15,401	14,144	1,257
接続供給託送収益②	▲ 36	▲ 10	▲ 26
小売対象原価③=①+②	15,365	14,135	1,231
改定前収入④	13,386	14,135	▲ 749
差引過不足⑤=③-④	1,980	-	1,980

### 四国電力の申請概要

(単位:億円)

	今回申請 (H25~27) A	前回改定 (H20) B	差引
			C=A-B
人件費	518	593	▲ 75
燃料費	1,282	1,178	104
火力燃料費	1,271	1,093	136
燃料費	52	86	▲ 34
修繕費	650	673	▲ 23
資本費	851	885	▲ 114
減価償却費	559	689	▲ 110
事業報酬	282	286	▲ 4
購入電力料	654	743	▲ 88
公租公課	339	373	▲ 34
原子力バックエンド費用	89	170	▲ 82
その他経費	889	903	▲ 14
控除収益	▲ 201	▲ 830	629
販売電力料	▲ 109	▲ 715	607
その他控除収益	▲ 93	▲ 115	22
総原価①	5,070	4,788	303
接続供給託送収益②	▲ 15	▲ 4	▲ 11
小売対象原価③=①+②	5,058	4,784	292
改定前収入④	4,431	4,822	▲ 391
差引過不足⑤=③-④	625	▲ 58	683

## 電気料金審査専門小委員会委員

(敬称略)

秋池 玲子	ポストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
(委員長) 安本 潤司	中央大学法科大学院 教授
横川 誠	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員(CEO)
阪巳 繁子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会 常任顧問
永田 高士	公認会計士
八田 達夫	大阪大学社会経済研究所 特任教授
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
栗 貴一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
(委員長代理) 山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

## 電気料金審査専門小委員会の検討の経緯

平成25年 2月14日	東北電力より、電気料金認可申請の提出
2月20日	四国電力より、電気料金認可申請の提出
第20回 (3月5日)	申請事業者からの説明、自治体・消費者団体・中小企業関係団体からの意見聴取
第22回 (3月22日)	前提計画①(需要想定、供給力) 個別の原価①(燃料費)
第23回 (4月3日)	個別の原価②(購入、販売電力料、 原子力バックエンド費用)
第24回 (4月16日)	前提計画②(経営効率化、人員計画) 個別の原価③(人件費)
第25回 (4月25日)	個別の原価④(その他経費・控除収益、修繕費、 スマートメーター関連費用)
5月9日	東北電力値上げに関する公聴会(仙台会場)
5月14日	四国電力値上げに関する公聴会(高松会場)
第27回 (5月21日)	公聴会及び国民の声の報告 個別の原価⑤(設備投資関係費用、公租公課、 費用の配分・レートマーク)

※以降、委員が3人1組になって査定方針案の検討

第29回 (5月31日)	指摘事項への回答①
第31回 (6月14日)	指摘事項への回答②
※平成25年7月1日の審議会の見直しに伴い「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会」にも名称変更。	
第1回 (7月5日)	検討を深めるべき論点
第3回 (7月24日)	査定方針案の検討

## 公聴会について

- ① 5月9日(木) 仙台会場  
 陳述人:27名(当日1名欠席)  
 傍聴人:49名
- ② 5月14日(火) 高松会場  
 陳述人:13名  
 傍聴人:44名

## 「国民の声」について

- ◆ 募集期間:東北電力:平成25年2月14日から平成25年5月9日  
 四国電力:平成25年2月20日から平成25年5月14日
- ◆ 東北電力で全476件、四国電力で全47件のうち、主な意見:
  1. 経営効率化に関する意見(東北)約30件、(四国)約20件
  2. 人件費に関する意見(東北)約90件、(四国)約20件
  3. 燃料費に関する意見(東北)約30件、(四国)約10件
  4. 原子力発電に関する意見(東北)約20件、(四国)約10件
  5. 被災地・被災地者に関する意見(東北)約90件 等

# 東北電力及び四国電力の認可申請に係る電気料金審査専門小委員会の査定方針案について

## 基本的な考え方(概要)

1. 従来から料金原価に含まれていない交際費等に加え、広告宣伝費(公益目的を除く)、寄付金、団体費(合理的理由あり公表する場合を除く)は原価算入を認めない。(※国が内訳を把握すべき契約先の原価にも同じ方針を適用。)
2. 既存契約及び法令に基づき算定される費用は、事実関係や算定方法の妥当性を確認。(委員自ら実施)
3. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うもので随意契約を行う取引については、第三者による確認を受け、10%の誤差価格削減を織り込んだ東京電力の例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減が困難な費用(市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課等)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、震災以降両社が取り組んだ経営効率化努力を勘案した上で、未達分を原価からカットする。(四国電力は競争入札比率が他電力と比較して低く、委託人件費も割高であるため、10.5%の削減を求めることとする。)
4. 人件費、修繕費、事業報酬等、審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目については、これに基づき査定。等

## 費目、テーマ別の査定方針案(ポイント)

(注)金額は東北電力及び四国電力の申請額(平成25~27年度の平均)であり、査定方針案を反映していない。

### (1)人件費 [東北:1,299億円、四国:518億円]

従業員1人当たりの年間給与水準、役員報酬については、関電・九電同様の基準で原価をカット。

(東北電力442万円(申請)→298万円、四国電力645万円(申請)→415万円)

四国電力は、グループ会社への出向者数が多く、1人当たり販売電力量の水準が低いため、経費削減効果が認められない出向者分の給与増額をカット。

(四国電力の出向者のうち、原価算入者108人(申請)→107人)

東北電力は、震災後に発生した特命課題対応の役員2名について27年度以降は業務も減少すると考えられるため原価算入を認めない。

### (2)燃料費 [東北:5,128億円、四国:1,282億円]

東北電力について、LNGは関電・九電の査定方針と同様に、原価算定期間中に価格改定される契約で最も安価なもの(トップランナー価格)と天然ガス価格リンクを一部反映した価格を併用。石炭は各国別の全日本通関CIF価格まで削減。

四国電力について、LNGは原価算定期間中の価格改定はないが、他社のLNG調達価格に価格が連動する契約を結んでおり、他社が調達努力を行うことを前提に減額。

### (3)購入・販売電力料 [東北:3,844億円、四国:654億円]

四国電力について、安定供給に必要な予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準の供給予備率であるため、卸電力取引所を最大限活用することを前提に、売り入札に係る利益額を想定し、料金原価から減額。

東北電力が日本原電等に支払う原子力発電による購入電力料について、当該原子力原子力発電所は東北電力との共同開発であり、自社電源同様、負担する義務があるため、原価算入を認めるが、購入電力料に含まれる人件費等の費用は、東北電力と同等のコスト削減努力を求める。

### (4)設備投資関連費用 [東北:2,063億円(減価償却費)、415億円(固定資産除却費)、四国:559億円(減価償却費)、74億円(固定資産除却費)]

空き送電線等不使用設備に係るものについては特別監査(立入検査)の結果を踏まえ減額。

東北電力については、東日本大震災による供給不足を解消するための緊急設置電源の除去費について、適正な売却可能額を算定して料金原価から減額。

### (5)事業報酬率

[東北:3.0%、883億円(事業報酬)、四国:3.0%、292億円(事業報酬)]

電気事業をめぐる経営リスクを示すβ値の最近の動向も勘案し、関電・九電と同じ事業報酬率(2.9%)に引き下げ。

### (6)修繕費 [東北:1,889億円、四国:650億円]

過去5年間の実績水準(修繕費率)を下回っており妥当。

### (7)公租公課 [東北:976億円、四国:339億円]

法令に基づく算定がされており妥当。

### (8)バックエンド費用 [東北:51億円、四国:89億円]

広告費等は原価算入を認めず。

### (9)その他経費・控除収益 [東北:1,760億円(その他経費)、▲2,292億円(控除収益)、四国:889億円(その他経費)、▲201億円(控除収益)]

節電・省エネ推進目的であっても、販売促進的側面の強い費用は原価への算入は認めない。研究費について電力の安定供給に直接的に不可欠と言えないものの原価算入を認めない。

### (10)スマートメーター関連費用 [(再掲)東北:29億円、四国:21億円]

東京電力の査定単価である約1万円/台を基準に原価算入を認める。また、東北電力はスマートメーターの導入開始について、27年1月へと3ヶ月前倒しを表明。

### (11)費用配賦・レートメイク

規制部門と自由化部門への費用配賦、3段階料金等の料金設定、ピーク対応料金メニューの設定、季節別時間帯別電灯における機器要件の新規加入停止は妥当。

# 北海道電力の認可申請に係る電気料金審査専門小委員会の査定方針案について

- 北海道電力から経済産業省に提出された値上げ認可申請が、他の一般電気事業者にも適用されるルールである電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかどうかについて、総合資源エネルギー調査会総合部会の「電気料金審査専門委員会」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
- 委員会はすべて公開の下8回開催(消費者団体、中小企業団体もオブザーバー参加)、公聴会(6月20日:札幌会場)及び「国民の声(154件)」も実施。査定方針案の検討にあたっては、委員が担当分野につき、資料等を直接確認しながら検討。委員から事務局に対するヒアリングは、延べ101回、約100時間実施。(東北、四国、北海道電力に関するヒアリング時間の合計値)

## 北海道電力の申請概要

- 【北海道電力】今回申請の小売対象原価は6,164億円、現行料金収入は1兆3,386億円、収入不足1,980億円により規制部門で10.20%の値上げを申請(自由化部門で13.46%の値上げ)。

(単位:億円)

	今回申請 (H25~27) A	前回改定 (H20) B	差引 C=A-B
	C=A-B		
人件費	539	530	10
燃料費	1,460	1,656	▲195
火力燃料費	1,399	1,612	▲213
核燃料費	61	44	18
修繕費	977	754	223
資本費	1,285	994	291
減価償却費	892	646	246
事業報酬	393	348	45
購入電力料	510	482	27
公租公課	415	394	21
原子力バックエンド費用	103	84	19
その他経費	994	836	158
控除収益	▲108	▲66	▲41
総原価①	6,175	5,664	512
接続供給託送収益②	▲11	▲2	▲9
小売対象原価③=①+②	6,164	5,661	503
改定前収入④	5,520	5,661	▲141
差引過不足⑤=③-④	644	-	644

## 公聴会について

- ① 6月20日(木) 札幌会場  
陳述人:25名 傍聴人:55名

## 「国民の声」について

- ◆ 募集期間:平成25年4月24日から平成25年6月20日
- ◆ 全154件のうち、主な意見

  1. 原子力発電に関する意見: 約90件
  2. 経営効率化に関する意見: 約50件
  3. 人件費に関する意見: 約40件
  4. 燃料費に関する意見: 約10件
  5. 総括原価方式の見直しに関する意見: 約5件 等

## 電気料金審査専門小委員会委員

(敬称略)

秋池 翔子	ポストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
(委員長) 安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
梶川 融	太陽ASG有償責任監査法人 総括代表社員(CEO)
原巴 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー コンサルタント協会 常任顧問
永田 高士	公認会計士
八田 達夫	大阪大学社会研究所 招聘教授
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
(委員兼代理) 山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

## 電気料金審査専門小委員会の検討の経緯

平成25年4月24日	北海道電力より、電気料金認可申請の提出
第25回 (4月25日)	申請事業者からの説明、消費者団体・中小企業関係団体からの意見聴取
第26回 (5月17日)	自治体関係者からの意見聴取 前提計画①(需要想定、供給力、人員計画) 個別の原価①(人件費)
第28回 (5月24日)	前提計画②(経営効率化計画) 個別の原価②(燃料費、購入・販売電力料、修繕費、原子力バックエンド費用)
第30回 (6月5日)	個別の原価③(設備投資関係費、スマートメーター関連費用、その他経費・控除収益)
第31回 (6月14日)	個別の原価④(公租公課、費用の配賦・レートマーク) ※以降、委員が3人1組になって査定方針案の検討
6月20日	北海道電力値上げに関する公聴会(札幌会場)
※平成25年6月25日の審議会の見直しに伴い「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会」に名称変更。	
第1回 (7月5日)	公聴会及び国民の声の報告、指摘事項への回答
第2回 (7月16日)	検討を深めるべき論点
第4回 (7月26日)	査定方針案の検討



# 北海道電力の認可申請に係る電気料金審査専門小委員会の査定方針案について

## 基本的な考え方(概要)

1. 従来から料金原価に含まれていない交際費等に加え、広告宣伝費(公益目的を除く)、寄付金、団体費(合理的理由あり公表する場合を除く)は原価算入を認めない。(※国が内訳を把握すべき契約先の原価にも同じ方針を適用。)
2. 既存契約及び法令に基づき算定される費用は、事実関係や算定方法の妥当性を確認。(委員自ら実施)
3. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うもので随意契約を行う取引については、第三者による確認を受け、10%の調達価格削減を織り込んだ東京電力の例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減が困難な費用(市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課等)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、震災以降両社が取り組んだ経営効率化努力を勘案した上で、未達分を原価からカットする。
4. 人件費、修繕費、事業報酬等、審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目については、これに基づき査定。等

## 費目、テーマ別の査定方針案(ポイント)

(注)金額は北海道電力の申請額(平成25~27年度の平均)であり、査定方針案を反映していない。

### (1)人件費 [539億円]

従業員1人当たりの年間給与水準、役員報酬については、関電・九電同様に原価をカット。(643万円(申請)→624万円)

社員の年金資産の運用について、過去の期待運用収益率の設定や他社の設定水準を踏まえ、2.0%と設定することが妥当。

### (2)燃料費 [1460億円]

海外炭は全日本通関CIF価格より安価で織り込まれていることを確認した。他方、亜歴青炭の導入による効率化が織り込まれていないため、27年度上期から亜歴青炭を導入することを踏まえた燃料費削減期待額を織り込み、料金原価から減額する。

### (3)購入・販売電力料 [510億円]

安定供給に必要な予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準の供給予備率であり、当該予備率を踏まえると、更なる卸電力取引所の活用が可能であるため、売り入札に係る利益額等を想定し、料金原価に織り込まれている利益額と比較して上回る部分を料金原価から減額。

### (4)設備投資関連費用

[892億円(減価償却費)、109億円(固定資産除却費)]

空き送電線等不使用設備に係るものについては特別監査(立入検査)の結果を踏まえ減額。

### (5)事業報酬率 [2.9%、393億円(事業報酬)]

電気事業をめぐる経営リスク(β値)を勘案し、各電力会社一律に適用される報酬率を算定すべきとして、東日本大震災後の状況を勘案し、かつ事業者による恣意性を排除するために電気料金審査専門小委員会での査定方針案の取りまとめ日までとすることが妥当。

### (6)修繕費 [977億円]

過去5年間の実績水準(修繕費率)を下回っており妥当。ただし、空き送電線等不使用設備に係るものについては、特別監査(立入検査)の結果を踏まえ減額。また、災害復旧修繕費については、過去10年間の実績から、最大値、最小値を除いた平均値と同等であり妥当。

### (7)公租公課 [415億円]

法令に基づく算定がされており妥当。

### (8)バックエンド費用 [103億円]

広告費等は原価算入を認めず。

### (9)その他経費・控除収益 [994(その他経費)、▲108億円(控除収益)]

販売目的の広告費等は原価算入されていないことを確認。また、節電・省エネ推進目的であっても、販売促進的側面の強い費用は原価への算入は認めない。

研究費について電力の安定供給に直接的に不可欠と言えないものの原価算入を認めない。

情報システム関連費用のうち、お客様系システムに係るホスト計算機からオープン系への更新費用は、緊急性のあるもの以外料金原価から減額する。

IPP契約の解約に伴う違約金は、会計規則上「電気事業雑収益」として整理し、当該収益を料金原価から減額。

### (10)スマートメーター関連費用 [(再掲)17億円]

東京電力の査定単価である約1万円/台を基準に原価算入を認める。また、システム関連費用については、競争入札を行ったと仮定した場合の費用との差額分は料金算入を認めない。

### (11)費用配賦・レートメイク

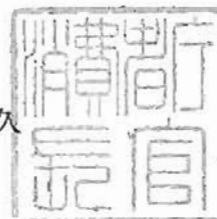
規制部門と自由化部門への費用配賦、3段階料金等の料金設定、ピーク対応料金メニューの設定、季節別時間帯別電灯における機器要件の新規加入停止は妥当。



消 生 情 第 166 号  
平成 25 年 7 月 24 日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

消費者庁長官 阿南 久



東北電力株式会社及び四国電力株式会社による電気供給約款の  
変更認可申請について

平成 25 年 7 月 24 日付け 20130724 資庁第 2 号で資源エネルギー庁長官から  
協議のあった標記に関し、当庁が回答するに当たり、貴委員会の意見を求めま  
す。



消 生 情 第 167 号  
平成 25 年 7 月 26 日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

消費者庁長官 阿南 久



北海道電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について

平成25年7月26日付け20130726資庁第2号で資源エネルギー庁長官から協議のあった標記に関し、当庁が回答するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

